

明日の射水を担う若者定住助成金制度に関するQ & A

共 通

(Q 1) 奨学金を繰り上げ償還した場合、助成額はどうなりますか。

[A] 一括返還するなど、繰り上げ償還をされた場合でも、年間当たりの助成額は最大96,000円です(最大10年の助成になるため、長期に亘る返還が有利です)。

(Q 2) 奨学金の返還が猶予や免除された場合、助成はどうなりますか。

[A] 返還猶予や返還免除を受けた場合は助成を受けられません(返還実績に応じて助成します)。

(Q 3) 就職はアルバイトでも大丈夫ですか。

[A] 就職について、雇用形態は問いませんが、申請時に就職先から本人在職を証明する書類を提出いただきます。

(Q 4) 年度途中で射水市から転出した場合、助成はどうなりますか。

[A] 転出された場合、助成対象外となります。

(Q 5) 年度途中で休業(産前、産後、育児、病気など)した場合、助成はどうなりますか。

[A] 離職されない限り、助成対象となります。

(Q 6) 平成28年の9月に射水市に転入しました。28年度は申請できますか。

[A] 平成28年度に限り、特例措置として、平成29年1月1日までに転入された方については、1年間の居住要件を満たさなくても助成制度の対象となり、申請可能です。ただし、射水市に転入(9月)以後に返還された奨学金に対してのみ、助成します。

(Q 7) 住民登録してあれば、対象となりますか(現住所は異なっても問題ないか)。

[A] 住民登録だけでなく、現住所も市内である必要があります。現住所の確認については、本人名義の光熱水費の請求書等の写しを提出いただく他、必要に応じて住所地を訪問します。

(Q 8) 助成金の交付決定後、最大10年間自動的に助成金がもらえますか。

[A] 一度、交付決定をした方については、最大10年間対象としますが、申請は毎年していただくこととなります(奨学金返還額、居住確認のため)。

(Q 9) 助成対象となる奨学金の返還額は当年度の返還分に対してですか。

[A] 助成金の対象となる奨学金の返還額は当年度の1月1日(平成28年度であれば、平成29年1月1日)を基準として、前1年間に返還した奨学金の額に対して、助成します。

Uターン型

(Q 1) 市の奨学金を受けて、富山県外の大学へ自宅から通学していました。助成対象になりますか。

[A] 対象になりません。対象となるのは、県外の大学等に進学した自宅外生になります。

(Q 2) 県外の大学等に在学していましたが、住民票を異動せずに、通学していました。この場合でも助成を受けられますか。

[A] 大学等在学時の現住所を証する書類(光熱水費の請求書等の写し)を確認した上で、判断いたします。

Iターン型

(Q 1) 富山県内の出身者(市外出身)でも対象になりますか。

[A] Iターン型については、富山県外の出身者のみ対象とします。

(Q 2) 射水市内の大学等とは。

[A] 下記の学校が該当します。

富山県立大学
富山福祉短期大学
富山高等専門学校射水キャンパス
富山情報ビジネス専門学校

(Q 3) 県外出身で、市内の大学等に在学していましたが、住民票を異動せずに、通学し、卒業後もしばらくそのままにしていました。この場合でも助成を受けられますか。

[A] 助成対象となるためには、既定の期日以降に射水市内に住民登録する必要があります。

(Q 4) 日本学生支援機構奨学金は有利子の奨学金も助成対象となりますか。

[A] 無利子・有利子を問わず、対象となります。

(Q 5) 日本学生支援機構奨学金以外の奨学金を受けていましたが、対象になりますか。

[A] 日本学生支援機構奨学金を受けていた方が対象となります。他の奨学金については、対象外となります。